

有田川町教育大綱

平成27年7月策定

平成29年4月改訂

令和4年4月改訂

有 田 川 町

有田川町教育委員会

有田川町教育大綱

■教育大綱策定の趣旨

教育大綱は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、町長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものです。

■有田川町教育大綱の位置づけ

本町では、町の最上位計画である「第1次有田川町長期総合計画」を基本として、平成27年に有田川町の教育の新たな指針として「有田川町教育大綱」を定めました。

平成29年3月、「第2次有田川町長期総合計画」が策定されたことに伴い、総合計画で目指す将来像に掲げた『～川が結び、川が育む、森とまち～ 人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち』を実現するため、この度、まちづくりの施策の柱のひとつである「可能性を伸ばしまちを豊かにする教育・学習の推進」を基本目標とした、改訂版「有田川町教育大綱」を定めました。

■有田川町教育大綱の期間

平成29年度からスタートした、第2次有田川町長期総合計画の後期計画との整合性を図るため、改訂版の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 (R1) | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|------------|-----------|-----|-----|------|-----|------------|-----|----------|----|----|------------|----|----|----|----|
| 有田川町教育大綱 | | | | 教育大綱 | | 教育大綱（改訂版1） | | | | | 教育大綱（改訂版2） | | | | |
| 有田川町長期総合計画 | 第1次（後期計画） | | | | | 第2次（前期計画） | | | | | 第2次（後期計画） | | | | |

基本目標

「可能性を伸ばしまちを豊かにする教育・学習の推進」

未来を担う子どもたち一人ひとりが、自身の可能性を伸ばし、社会に、世界に通用する力をつけるための基礎としての生きる力を育むことができるよう、子育てしやすい環境づくりと、教育・保育の充実に取り組みます。

多様な学習や文化・スポーツ活動への参加と、それらを通じた豊かな人間関係の構築により、生涯にわたって生き生きとした暮らしを育むことができるよう、学習・スポーツ環境を整備します。

主な施策

1. 生きる力を育む教育・保育の充実

- 若い世代が子育てしやすい環境の整備に向け、保育サービスや子育て支援の充実に取り組みます。
- 地域の資源を活かした特色ある学校づくりと教育活動の充実を図り、確かな学力の形成に取り組みます。
- 児童・生徒の多様なニーズに対応した教育の推進を図るとともに、適切な教育環境の整備を推進します。
- 家庭・地域の教育力の向上を図り、学校とともに連携して教育に取り組む地域づくりを目指します。

2. 豊かなまちづくりを支える社会教育の推進

- 生きがいのある充実した生活を生涯にわたって送るために、多様な学習機会の提供や図書館サービスの拡大を進め、生涯学習環境の充実に努めます。
- 絵本コンクールや絵本作家を招いての取組等を進め、絵本のまちづくりを推進します。

- 一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するための啓発や人材養成に取り組みます。
- 男女がお互いの人格を尊重し、女性が社会のあらゆる分野において社会参画できる環境づくりを進めます。

3. 歴史・文化の保存・振興とスポーツ活動の充実

- 有田川町が育んできた伝統的な歴史文化を継承し、それらの活動を支援するとともに、史跡・遺跡・文化財などを次代に伝えるために保存活用に努めます。
- 住民の芸術文化活動を支援するとともに、本物の文化・芸術に触れる機会を提供します。
- 健康で心豊かな生活を送るために、生涯にわたる文化・スポーツ活動の振興に努めるとともに、各種施設の整備充実と有効活用を推進します。